平成２７年（フ）第９５号
兵庫県明石市鷹匠町１番33号　喜春寮301号室、住民票上の住所大阪市阿倍野区松崎町２丁目４番３号、前居所神奈川県伊勢原市伊勢原４―14―９―215
債務者　吉田　和裕
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都竹　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
兵庫県加古川市野口町野口801番地の11、従前の住所兵庫県高砂市米田町塩市191番地の24、営業所所在地兵庫県加古川市加古川町粟津771番地の17、従前の営業所所在地兵庫県加古川市加古川町友沢422―１
債務者　ウイングオートこと　牛浜　義文
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２５６号
北九州市若松区畠田２丁目６番46号
債務者　飯尾　康弘
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　秀範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１５８号
北海道二海郡八雲町東町289番地18　東町団地
債務者　菊地るり子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１６１号
函館市美原１丁目26番３―703号
債務者　平井　理絵
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８２９号
大阪府守口市藤田町１丁目４番５―102号
債務者　本間　繁樹
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２８０号
大阪府東大阪市日下町５丁目２番26号　ナカトミサニーハイツ101号
債務者　田川　裕子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４３７号
大阪府交野市私部６丁目16番６―402号、前住所大阪府寝屋川市梅が丘１丁目２番21―204号
債務者　秦　美枝
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４５１号
大阪府東大阪市荒本２丁目７番26号
債務者　尹　烽熙
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７３７号
大阪市平野区長吉出戸２丁目３番14号103
債務者　上野　深雪（旧姓中西・藤田）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７４３号
大阪府摂津市正雀本町１―３―４―304、住民票上の住所神戸市須磨区潮見台町２丁目１番17号
債務者　原田　良彦
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９５９号
大阪市淀川区新北野３丁目12番24号シャトー北野303号
債務者　赤木　武
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９８９号
大阪市淀川区加島３―１―13　イーストサイド加島503、住民票上の住所神戸市灘区灘南通６丁目３番１―201号
債務者　並河美佐子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０６７号
大阪市城東区鴫野西２丁目13番19号　メゾン・グランピエール203、前住所大阪市城東区中央１丁目11番13―407号
債務者　北村　光代
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１９４号
大阪府茨木市双葉町15番21号　メゾンルミエール401号
債務者　渡邊　里子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２１８号
大阪府八尾市末広町２丁目８番10号
債務者　中島　好證
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部